

❗ まだ申し込みは終わっていません

前のタブに戻ると「申込みを完了する」ボタンを押すことができるようになっていきます。

本説明書を読了後、申込みを完了してください。

女性医療保険「母子保険 はぐ」 重要事項説明書

—まとめ—

商品の仕組み

妊娠中の入院・通院および出産にかかわる手術などを保障します。

また、出産後には保障内容が自動で切り替わり、産後の精神障害による通院、こどもの病気やケガによる入院や手術、日常生活上でのトラブルによる賠償責任などを保障します。

保障の充実度に応じて料金の異なる3つのプランからご自身に合うものをお選びいただけます。

(プランごとの保障内容の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。)

ご契約いただけない方(主だった条件)

以下のような方は、ご契約いただけませんので、ご注意ください

- ・ 医師から切迫早産を指摘されたことのある方(過去の妊娠も含む)
- ・ 多胎妊娠の方(双子以上を妊娠している方)
- ・ 過去2年以内に、乳房、卵巣、卵管、子宮、膣の病気にかかったことがある方
- ・ 過去5年以内に、がんなどの特定の病気や処置で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある方(具体的な病気の種類は次ページをご確認ください。)

保険金をお支払いできない状況(主だったもの)

妊娠・出産・子育てに関わる「トラブル」を保障する保険のため、

以下のような場合には、保険金が支払われませんので、ご注意ください。

- ・ 出産に関する入院費用
- ・ 妊娠中の検査のみを目的とした通院
- ・ 予定帝王切開の場合の手術費用(緊急帝王切開の場合は保険金が支払われます)
- ・ 流産、死産または人工妊娠中絶の際の手術費用
- ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失や犯罪行為による損害
- ・ 本保険に契約する前から生じていた傷害または疾病にかかわる入院・手術費用

保険料のお支払い

保険料は、毎月決められた日にお支払いいただきます。

ご登録いただいたクレジットカードから、自動で支払いがされます。

解約等

月単位で解約ができます。解約手続き完了日後、次の保険料支払日からの保険契約が消滅します。既に保険料の支払いが済んでいる、解約手続き完了日以降分の保険料払い戻しには応じておりません。また、お申込日から8日以内であれば、保険契約申込みの撤回(クーリング・オフ)を行うことができます。クーリング・オフの場合は、保険料を返金いたします。

この書面では、ご契約に関する重要な事項のうち、
保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項【**契約概要**】と
お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項【**注意喚起情報**】を記載しています。
ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および
特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社お問い合わせフォームよりご連絡ください。

1.商品の仕組み 【**契約概要**】

- (1) この保険は、妊娠されている女性用の保険で、妊娠中の入院・通院および出産にかかわる手術などを保障します。
- また、出産後には、保障内容が自動で切り替わり、こどもの病気やケガによる入院や手術、産後の精神障害による通院、日常生活上でのトラブルによる賠償責任などを保障します。
- (2) この保険には、「シンプルサポート」、「標準サポート」、「しっかり手厚くサポート」の3つのプランがあり、ご自身のニーズに合ったプランをご選択いただけます。

2. お申し込みいただける方（被保険者）の範囲 【**契約概要**】

この保険には、責任開始日において日本国内に居住し、満 20 歳以上満 44 歳以下で妊娠 19 週目までの方がお申し込みいただけます。

※ご加入後は、満 65 歳まで更新いただくことが可能です。

ただし、以下に該当する方はお申し込みいただけません。

- ・ 現在、治療中の病気やケガがある方（カゼ・花粉症の治療、歯科診療、治療を要しない子宮筋腫を除きます）
- ・ 現在、入院または手術の予定がある方（入院または手術を実施するか否かの判断が、本人や家族にまかされている場合も含みます）
- ・ 過去 2 年以内に、乳房、卵巣、卵管、子宮、膣の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある、または異常、要治療を指摘されたことがある方
- ・ 過去 5 年以内に、以下の病気や処置で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある方
 - がん（悪性新生物）、慢性肝炎（肝炎ウィルスキャリアを含む）、肝硬変、慢性膵炎、胆石症
 - 循環器疾患（先天性心疾患、狭心症、心筋梗塞、不整脈、高血圧症）
 - 呼吸器疾患（気管支喘息、間質性肺炎、肺線維症、肺結核）
 - 神経・筋疾患（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、骨髄炎、てんかん、筋炎）
 - 腎疾患（腎炎、腎不全、ネフローゼ）
 - 代謝・内分泌疾患（糖尿病、痛風、甲状腺機能亢進症）
 - 精神疾患（統合失調症、うつ病、自律神経失調症、パニック障害、その他の精神疾患）
 - 血液疾患（悪性貧血、白血病）
 - アレルギー性疾患および膠原病（リウマチ、全身性エリテマトーデス、ベーチェット病、シェーグレン症候群、多発性筋炎を含みます）
- ・ これまでの妊娠で、切迫早産（早産を含みます）と診断・指摘された経験がある、または現在、切迫早産（切迫流産）と診断されている方（早産・流産の可能性がある」と医師から告げられている場合も含みます）
- ・ 多胎妊娠（双子以上）の方、または多胎妊娠の可能性がある方

3. 責任開始日について 【**注意喚起情報**】

インターネットでのお申込手続き完了後、通常 1～3 営業日以内に保険契約の引受承諾可否のメールを登録アドレスにお送りします。当会社が保険契約の引受を承諾した場合には、その日より保障が開始されます。

責任開始日については、引受承諾メールにお知らせするマイページにてご確認ください。

4. プランごとの保険料と保障内容について 【契約概要】

I シンプルサポート

このプランの保険料と、保険金をお支払いする場合は下表のとおりです。

なお、保険金のお支払い条件の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

保険料

時期	保険料
出産前（妊娠中）から お子様*が4歳まで	950 円
お子様*が5歳以上	590 円

*こども医療特約の被保険者のお子様

保障の内容

時期	対象の方	トラブルの 種類	約款名称	支払事由	保険金の 種類	支払限度	支払われない例
出産前 （妊娠中）	妊婦さん （ママ）	入院	①女性医療 保険普通保 険約款	被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害（急激かつ偶然な外来の事故による傷害をいいます。）または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合。 ※ただし、妊娠に関連しないものに限る	入院一時 金	—	・本保険に契約する前から生じていた傷害または疾病にかかわる入院費用 ・妊娠に関連する入院
			②妊娠医療 特約Ⅰ（妊婦 入院一時 金）	被保険者が保険期間内における妊娠期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院し、その入院が7日以上継続した場合	入院一時 金	—	・6日以下の入院費用

↓（保障内容が自動で切り替わります）

（次のページにも補償内容が続きます）

時期	対象の方	トラブルの種類	約款名称	支払事由	保険金の種類	支払限度	支払されない例
出産後・お子様が0歳まで	ママ	入院	①女性医療保険普通保険約款	[出産前（妊娠中）と同じ] 被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害（急激かつ偶然な外来の事故による傷害をいいます。）または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合	入院一時金	－	・本保険に契約する前から生じていた傷害または疾病にかかわる入院費用 ・妊娠に関連する入院
	お子様（0歳）	手術	⑥こども医療特約Ⅰ	被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、その治療を目的とした手術（注）を受けた場合 (注)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、次のア、からシ、に掲げるいずれかに該当するものを除く。 ア、創傷処理 イ、皮膚切開術 ウ、デブリードマン エ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ、抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術 カ、美容整形上の手術 キ、疾病を直接の原因としない不妊手術 ク、診断、検査のための手術 ケ、吸引および穿刺などの処置 コ、神経ブロック サ、抜釘術 シ、屈折異常に対する手術	手術一時金		・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されていない手術費用
		先進医療		被保険者が、保険期間中に次のすべてに該当する療養を受けたとき ①責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因とする療養 ②先進医療による療養	先進医療にかかわる技術料の額	こども医療特約Ⅰの保障通算で1保険期間につき80万円	・先進医療に該当しない医療費用
	同居のご家族	他者とのトラブル（賠償責任）	⑩個人賠償責任補償特約	日本国内において保険期間内に生じた次の偶然な事故により、他人の身体の障害（注）または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損に対して、被保険者（主契約被保険者および生計同一の同居親族）が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ①被保険者が居住する住宅の使用または管理に起因する事故 ②被保険者の日常生活に起因する事故 (注) 傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいう。	損害賠償金および費用の合計額	1事故1,000万円を限度	・賠償責任を負った方が別居の親族の場合

↓（保障内容が自動で切り替わります）

（次のページにも補償内容が続きます）

時期	対象の方	トラブルの種類	約款名称	支払事由	保険金の種類	支払限度	支払されない例
お子様が 1歳以上	ママ	入院	①女性医療 保険普通保 険約款	[出産前と同じ] 被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害（急激かつ偶然な外来の事故による傷害をいいます。）または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合	入院一時 金	－	・本保険に契約する 前から生じていた傷 害または疾病にかか わる入院・手術費用
	お子様 (1歳以 上)	入院	⑦こども医 療特約Ⅱ	被保険者が保険期間内に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合	入院保険 金日額 × 入院 日数	1入院に つき 30 日限度	・出生時から継続し ている入院期間中に おける新生児黄疸に 対する光線療法
		手術		[出産後・お子様が0歳までと同じ] 被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、その治療を目的とした手術（注）を受けた場合 (注)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、次のア、からシ、に掲げるいずれかに該当するものを除く。 ア、創傷処理 イ、皮膚切開術 ウ、デブリードマンエ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ、抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術 カ、美容整形上の手術 キ、疾病を直接の原因としない不妊手術 ク、診断、検査のための手術 ケ、吸引および穿刺などの処置 コ、神経ブロック サ、抜釘術 シ、屈折異常に対する手術	手術一時 金	－	・公的医療保険制度 における医科診療報 酬点数表に、手術料 の算定対象として列 挙されていない手術 費用
		先進医療		[出産後・お子様が0歳までと同じ] 被保険者が、保険期間中に次のすべてに該当する療養を受けたとき ①責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因とする療養 ②先進医療による療養	先進医療 にかかわ る技術料 の額	こども医 療特約Ⅱ の保障通 算で1保 険期間に つき 80 万円	・先進医療に該当し ない医療費用
	同居の ご家族	他者との トラブル (賠償責 任)	⑩個人賠償 責任補償特 約	[出産後・お子様が0歳までと同じ] 日本国内において保険期間内に生じた次の偶然な事故により、他人の身体の障害（注）または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損に対して、被保険者（主契約被保険者および生計同一の同居親族）が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ①被保険者が居住する住宅の使用または管理に起因する事故 ②被保険者の日常生活に起因する事故 (注) 傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいう。	損害賠償 金および 費用の合 計額	1事故 1,000万 円を限度	・賠償責任を負った 方が別居の親族の場 合

〔お子様（こども医療特約の被保険者）の定義〕

こども医療特約の被保険者は、主契約の被保険者（母親）が出産したこどもで、保険契約者マイページ（以下「マイページ」と記載します。）に「こども医療特約」の被保険者として表示されている方とし、その年齢は、保険契約の更新時（1年毎）における被保険者であるこどもの年齢をいいます。

〔保険金の通算支払限度額〕

普通保険約款およびこれに付帯される前記の特約（注）に規定する保険金の支払限度額は、同一の被保険者について一の保険期間中に支払事由の生じたすべての保険金を通算して80万円が限度となります。

（注）個人賠償責任補償特約を除きます。

II 標準サポート

このプランの保険料と、保険金をお支払いする場合は下表のとおりです。

なお、保険金のお支払い条件の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

保険料

時期	保険料
出産前（妊娠中）から お子様*が 0 歳まで	2,990 円
お子様*が 1 歳から 4 歳まで	2,010 円
お子様*が 5 歳以上	1,210 円

*こども医療特約の被保険者のお子様

保障の内容

時期	対象の方	トラブルの 種類	約款種類	支払事由	保険金の 種類	支払限度	支払われない例
出産前 (妊娠中)	妊婦さん (ママ)	入院	①女性医療 保険普通保 険約款	被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害（急激かつ偶然な外来の事故による傷害をいいます。）または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合。 ※ただし、妊娠に関連しないものに限る	入院一時 金	—	・ 本保険に契約する 前から生じていた傷 害または疾病にかか わる入院費用 ・ 妊娠に関連する入 院
			③妊娠医療 特約 II (妊 婦入院日 額)	被保険者が保険期間内における妊娠期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院した場合	入院保険 金日額 × 入院 日数	1 入院に つき 60 日限度	・ 出産に関する入院 費用
		切迫早産 ・ 切迫流産 による 自宅安静 (通院)	⑤妊娠医療 特約 IV (切 迫早産自宅 安静)	被保険者が、保険期間内における妊娠期間中に医師から切迫早産（注 1）または切迫流産（注 2）と診断され、自宅安静を指示された場合（注 3） （注 1）平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中の分類コード O 60.0 に規定されたものとします。 （注 2）平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中の分類コード O 20.0 に規定されたものとします。 （注 3）通院を伴う場合に限ります。	通院一時 金額	保険期間 中 1 回に 限る	・ 本保険に契約する 前に切迫早産・切迫 流産と診断されてい た場合
		分娩時の 手術	④妊娠医療 特約 III (分 娩時手術)	被保険者が保険期間中に分娩に起因する所定の手術（注）を受けた場合 （注）緊急帝王切開術、直腸裂創を伴う会陰（膣壁）裂創縫合術、胎児縮小術（娩出術を含む）、臍帯還納術、脱垂肢整復術、子宮双手圧迫術（大動脈圧迫術を含む）、胎盤用手剥離術、子宮破裂手術および観血的子宮内反症整復手術	手術一時 金	—	・ 予定帝王切開の場合の手術費用 ・ 流産、死産または人工妊娠中絶の際の手術費用 ・ 鉗子分娩・吸引分娩

							・ 直腸裂創を伴わない会陰（腔壁）裂創縫合術
--	--	--	--	--	--	--	------------------------

↓（保障内容が自動で切り替わります）

（次のページにも補償内容が続きます）

時期	対象の方	トラブルの種類	約款種類	支払事由	保険金の種類	支払限度	支払されない例
出産後	ママ	入院	①女性医療保険普通保険約款	[出産前（妊娠中）と同じ] 被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害（急激かつ偶然な外来の事故による傷害をいいます。）または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合	入院一時金	—	・本保険に契約する前から生じていた傷害または疾病にかかわる入院費用 ・妊娠に関連する入院
		産後うつ等の精神疾患（通院）	⑧産後・育児期精神障害保障特約	被保険者が出産後の保険期間中に日本国内の病院または診療所において、責任開始日以後に生じた所定の精神障害(注 1)の治療（注 2）を受けたとき (注 1) 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中の分類コード F 30 から F 48 までおよび F 53 に規定されたもの。 (注 2) 通院による治療に限り、通院を伴わない入院は対象外	①最初の契約年度またはその翌契約年度 ・通院一時金 ②①に記載の契約年度が経過した後 ・通院一時金	① 1 保険期間中につき 10 回を限度 ② 1 保険期間中につき 12 回を限度	・精神疾患による通院を伴わない入院費用

（次のページにも補償内容が続きます）

時期	対象の方	トラブルの種類	約款種類	支払事由	保険金の種類	支払限度	支払われない例
出産後	お子様	入院	⑦こども医療特約 II	被保険者が保険期間内に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合	入院保険金日額 × 入院日数	1 入院につき 30 日限度	・ 出生時から継続している入院期間中における新生児黄疸に対する光線療法
		手術		被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、その治療を目的とした手術（注）を受けた場合 （注）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、次のア、からシ、に掲げるいずれかに該当するものを除く。 ア、創傷処理 イ、皮膚切開術 ウ、デブリードマンエ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ、抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術 カ、美容整形上の手術 キ、疾病を直接の原因としない不妊手術 ク、診断、検査のための手術 ケ、吸引および穿刺などの処置 コ、神経ブロック サ、抜釘術 シ、屈折異常に対する手術	手術一時金	-	・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されていない手術費用
		先進医療		被保険者が、保険期間中に次のすべてに該当する療養を受けたとき ①責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因とする療養 ②先進医療による療養	先進医療にかかわる技術料の額	こども医療特約 II の保障通算で 1 保険期間につき 80 万円	・ 先進医療に該当しない医療費用
	同居のご家族	他者とのトラブル（賠償責任）	⑩個人賠償責任補償特約	日本国内において保険期間内に生じた次の偶然な事故により、他人の身体の障害（注）または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損に対して、被保険者（主契約被保険者および生計同一の同居親族）が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ①被保険者が居住する住宅の使用または管理に起因する事故 ②被保険者の日常生活に起因する事故 （注）傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいう。	損害賠償金および費用の合計額	1 事故 1,000 万円を限度	・ 賠償責任を負った方が別居の親族の場合

〔お子様（こども医療特約の被保険者）の定義〕

こども医療特約の被保険者は、主契約の被保険者（母親）が出産したこどもで、保険契約者マイページ（以下「マイページ」と記載します。）に「こども医療特約」の被保険者として表示されている方とし、その年齢は、保険契約の更新時（1 年毎）における被保険者であるこどもの年齢をいいます。

〔保険金の通算支払限度額〕

普通保険約款およびこれに付帯される前記の特約（注）に規定する保険金の支払限度額は、同一の被保険者について一の保険期間中に支払事由の生じたすべての保険金を通算して 80 万円が限度となります。

（注）個人賠償責任補償特約を除きます。

III しっかり手厚くサポート

このプランの保険料と、保険金をお支払いする場合は下表のとおりです。

なお、保険金のお支払い条件の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

保険料

時期	保険料
出産前（妊娠中）から お子様*が 0 歳まで	4,950 円
お子様*が 1 歳から 4 歳まで	3,970 円
お子様*が 5 歳以上	3,170 円

*こども医療特約の被保険者のお子様

保障の内容

時期	対象の方	トラブルの 種類	約款種類	支払事由	保険金の 種類	支払限度	支払われない例
出産前 （妊娠中）	妊婦さん （ママ）	入院	①女性医療 保険普通保 険約款	被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害（急激かつ偶然な外来の事故による傷害をいいます。）または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合。 ※ただし、妊娠に関連しないものに限る	入院一時 金	－	・ 本保険に契約する 前から生じていた傷 害または疾病にかか わる入院費用 ・ 妊娠に関連する入 院
			③妊娠医療 特約 II（妊 婦入院日 額）	被保険者が保険期間内における妊娠期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院した場合	入院保険 金日額 × 入院 日数	1 入院に つき 60 日限度	・ 出産に関する入院 費用
		切迫早産 ・ 切迫流産 による 自宅安静 （通院）	⑤妊娠医療 特約 IV（切 迫早産自宅 安静）	被保険者が、保険期間内における妊娠期間中に医師から切迫早産（注 1）または切迫流産（注 2）と診断され、自宅安静を指示された場合（注 3） （注 1）平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中の分類コード O 60.0 に規定されたものとします。 （注 2）平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中の分類コード O 20.0 に規定されたものとします。 （注 3）通院を伴う場合に限りします。	通院一時 金額	保険期間 中 1 回に 限る	・ 本保険に契約する 前に切迫早産・切迫 流産と診断されてい た場合
		分娩時の 手術	④妊娠医療 特約 III（分 娩時手術）	被保険者が保険期間中に分娩に起因する所定の手術（注）を受けた場合 （注）緊急帝王切開術、直腸裂創を伴う会陰（腔壁）裂創縫合術、胎児縮小術（娩出術を含む）、臍帯還納術、脱垂肢整復術、子宮双手圧迫術（大動脈圧迫術を含む）、胎盤用手剥離術、子宮破裂手術および観血的子宮内反症整復手術	手術一時 金	－	・ 予定帝王切開の場 合の手術費用 ・ 流産、死産または 人工妊娠中絶の際の 手術費用 ・ 鉗子分娩・吸引分 娩

							・ 直腸裂創を伴わない会陰（腔壁）裂創縫合術
--	--	--	--	--	--	--	------------------------

↓（保障内容が自動で切り替わります）

（次のページにも補償内容が続きます）

時期	対象の方	トラブルの種類	約款種類	支払事由	保険金の種類	支払限度	支払われない例
出産後	ママ	入院	①女性医療保険普通保険約款	[出産前（妊娠中）と同じ] 被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害（急激かつ偶然な外来の事故による傷害をいいます。）または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合	入院一時金	－	・本保険に契約する前から生じていた傷害または疾病にかかわる入院費用 ・妊娠に関連する入院
				被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合	入院保険金日額 × 入院日数	1 入院につき 60 日限度	・本保険に契約する前から生じていた傷害または疾病にかかわる入院費用
		手術	⑨女性医療特約（入院・手術）	被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、その治療を目的とした手術（注）を受けた場合 (注)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、次のア. からシ. に掲げるいずれかに該当するものを除く。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術 カ. 美容整形上の手術 キ. 疾病を直接の原因としない不妊手術 ク. 診断、検査のための手術 ケ. 吸引および穿刺などの処置 コ. 神経ブロック サ. 抜釘術 シ. 屈折異常に対する手術	手術一時金	－	・本保険に契約する前から生じていた傷害または疾病にかかわる手術費用
		産後うつ等の精神疾患（通院）	⑧産後・育児期精神障害保障特約	被保険者が出産後の保険期間中に日本国内の病院または診療所において、責任開始日以後に生じた所定の精神障害(注 1)の治療（注 2）を受けたとき (注 1) 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中の分類コード F 30 から F 48 までおよび F53 に規定されたもの。 (注 2) 通院による治療に限り、通院を伴わない入院は対象外	①最初の契約年度またはその翌契約年度 ・通院一時金 ②①に記載の契約年度が経過した後 ・通院一時金	① 1 保険期間中に 10 回を限度 ② 1 保険期間中に 12 回を限度	・精神疾患による通院を伴わない入院費用

（次のページにも補償内容が続きます）

時期	対象の方	トラブルの種類	約款種類	支払事由	保険金の種類	支払限度	支払されない例
出産後	お子様	入院	⑦こども医療特約 II	被保険者が保険期間内に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、日本国内の病院または診療所に入院をした場合	入院保険金日額 × 入院日数	1 入院につき 30 日限度	・ 出生時から継続している入院期間中における新生児黄疸に対する光線療法
		手術		被保険者が保険期間中に責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、その治療を目的とした手術（注）を受けた場合 （注）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、次のア、からシ、に掲げるいずれかに該当するものを除く。 ア、創傷処理 イ、皮膚切開術 ウ、デブリードマンエ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ、抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術 カ、美容整形上の手術 キ、疾病を直接の原因としない不妊手術 ク、診断、検査のための手術 ケ、吸引および穿刺などの処置 コ、神経ブロック サ、抜釘術 シ、屈折異常に対する手術	手術一時金	-	・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されていない手術費用
		先進医療		被保険者が、保険期間中に次のすべてに該当する療養を受けたとき ①責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因とする療養 ②先進医療による療養	先進医療にかかわる技術料の額	こども医療特約 II の保障通算で 1 保険期間につき 80 万円	・ 先進医療に該当しない医療費用
	同居のご家族	他者とのトラブル（賠償責任）	⑩個人賠償責任補償特約	日本国内において保険期間内に生じた次の偶然な事故により、他人の身体の障害（注）または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損に対して、被保険者（主契約被保険者および生計同一の同居親族）が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ①被保険者が居住する住宅の使用または管理に起因する事故 ②被保険者の日常生活に起因する事故 （注）傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいう。	損害賠償金および費用の合計額	1 事故 1,000 万円を限度	・ 賠償責任を負った方が別居の親族の場合

〔お子様（こども医療特約の被保険者）の定義〕

こども医療特約の被保険者は、主契約の被保険者（母親）が出産したこどもで、保険契約者マイページ（以下「マイページ」と記載します。）に「こども医療特約」の被保険者として表示されている方とし、その年齢は、保険契約の更新時（1 年毎）における被保険者であるこどもの年齢をいいます。

〔保険金の通算支払限度額〕

普通保険約款およびこれに付帯される前記の特約（注）に規定する保険金の支払限度額は、同一の被保険者について一の保険期間中に支払事由の生じたすべての保険金を通算して 80 万円が限度となります。

（注）個人賠償責任補償特約を除きます。

5. 保険金をお支払いできない主な場合 【契約概要】 【注意喚起情報】

以下は主な場合を記載しておりますので、詳細は普通保険約款および各特約をご確認ください。

(1) 各保障共通

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
2. 被保険者の犯罪行為
3. 被保険者の薬物依存
4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
8. 頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」または腰痛で、いずれも医学的他覚所見のないもの（原因の如何を問わない））

(2) こども医療特約Ⅱ

- ・ 被保険者の出生時から継続している入院期間中における新生児黄疸に対する光線療法

(3) 個人賠償責任補償特約

1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
3. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
4. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
5. 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
6. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
7. 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
8. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任
9. 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
10. 航空機、船舶、車両(原動力が専ら人力であるものを除く)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(4) 保険期間中の保険料の増額または保険金の減額および保険金の削減払い（各保障共通）

1. 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。
2. 当会社は、保険金の支払事由に該当する場合でも、想定外の事象の発生による保険金の支払事由に該当した被保険者数の急激な増加等により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めたときは、保険金を当会社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

6. 保険金の支払限度額および支払限度額に達した場合の取扱 【契約概要】 【注意喚起情報】

- (1) 保険金の支払限度額は、同一の被保険者について一の保険期間中に支払事由の生じたすべての保険金を通算して 80 万円を限度とします。
- (2) (1) の支払限度額に達しても保険契約は失効（消滅）しません。支払限度額に達した日の翌日から保険期間満了日までの間に保険金の支払事由が発生しても保険金を支払いません。
なお、更新時に保険金の支払限度額は復元します。
- (3) 保険金の支払限度額に達しても月払い保険料の払込は継続します。

7. 保険期間および保険契約の更新 【契約概要】 【注意喚起情報】

(1) 保険期間

この保険の保険期間は、責任開始日から1年間です。

(2) 保険契約の更新

1. 当社は、保険期間の満了日の2か月前までに保険契約者に更新後の保険契約の内容を記載した更新案内を指定アドレスへ通知します。
2. 保険契約者が、保険期間の満了日までに保険契約を更新しない旨またはこの保険契約に付帯する特約を変更する旨の通知をしない限り、保険契約は①の更新案内に記載された内容で更新されます。
3. 2により、保険契約が更新された場合には、当社は、保険契約者の指定アドレスに更新完了を通知し、更新後の保険契約内容をマイページに表示します。
4. 更新日における被保険者の満年齢が66歳となる場合には、この保険契約は更新されず、更新前の保険契約の満了日をもって満了します。

(3) 保険契約更新時の条件変更等

1. 当社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 当社は、この保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、更新契約の引き受けを行わないことがあります。
3. 1または2の対応を行う場合、当社は保険契約者に対して保険期間の満了日の2か月前までにその内容を通知します。

8. 引受条件（契約プラン）と保険料について 【契約概要】

- (1) 保険料は、選択したプラン（「シンプルサポート」、「標準サポート」、「しっかり手厚くサポート」）によって決定されます（被保険者の年齢によらず、プランごとに一律です）。保険金額は、選択したプラン（同上）と被保険者の年齢によって決定されます。年齢別の保険金額（特約により加入時および更新時の被保険者の満年齢で変動します。）については、保険契約申込ページおよびマイページに記載しますので、ご確認ください。
- (2) 保険料は月ごとにクレジットカードによるお支払いになります。（ご登録いただいたクレジットカードから、自動で支払いがされます。「保険料のクレジットカード払特約」において、払込手続、保険料払込のみなし扱いおよびクレジットカード会社から保険料を領収できない場合の扱い等について規定します。
- (3) 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。

9. 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効等 【注意喚起情報】

(1) 保険料の払込期日

保険料の払込期日は次のとおりです。

保険料	払込期日
(1)第1回保険料	保険期間の初日
(2)第2回以降の保険料（更新契約の第1回保険料および第2回以降の保険料を含みます。）	保険期間の初日の月単位の応当日 ※

※ 応当日とは：契約日に対応する日です。例えば、1月1日が保険期間の初日の場合は毎月1日、1月31日が保険期間の初日の場合は毎月最終日が、応当日となります。

(2) 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効

保険料には、(1)の払込期日からその日を含めて30日間の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間内に、未納となっている保険料の払込みがない場合の保険契約の取扱は次のとおりとします。

保険料	保険契約の取扱
①第1回保険料	保険契約は、保険期間の初日に遡って成立しなかったものとし、当社は、その旨を保険契約者に通知します。
②第2回以降の保険料	この保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から失効するものとし、当社は、その旨を保険契約者に通知します。

(3) 保険料払込猶予期間中の事故

猶予期間中に保険金支払事由が発生した場合、当社は未払保険料相当額を差し引いて保険金を支払います。

10. 保険契約の消滅等 【契約概要】

次の事由に該当した場合には、その事由が発生した日に、この保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡した場合
- (2) この保険契約に妊娠医療特約が付帯されている場合において、流産、死産または人工妊娠中絶により、被保険者の子が生存していない状態となった場合
- (3) この保険契約にこども医療特約が付帯されている場合において、同特約の被保険者であるこどもが死亡した場合

11. 告知義務等について 【注意喚起情報】

- (1) ご契約者または被保険者には、ご契約時、当社が申込ページ等で告知を求めた事項について、正確に告知していただく義務（告知義務）があります。故意または重大な過失によって事実と違う告知をされた場合、または重要な事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、原則として保険金をお支払いできません。
- (2) 告知いただく事項は、公平な保険契約の引受判断を行ううえで重要な事項となります。健康状態等のご回答内容によってはご契約の引受けをお断りする場合があります。
- (3) 当会社に通知している保険契約者および被保険者の氏名、保険契約者の住所、通知先（電話番号・通知先アドレス）に変更があった場合には、マイページから変更内容を当社にご通知してください。

12. お申し込みの撤回（クーリング・オフ）について 【注意喚起情報】

保険契約者は、お申込み後であっても、申込日から8日以内※であれば、保険契約申込みの撤回（以下「クーリング・オフ」という。）を行うことができます。クーリング・オフされる場合には、保険契約者マイページ等（当社ホームページのお問い合わせフォームを含む。）または郵便（封書またはハガキ）により、当社までお申し出ください。郵便による書面にはクーリング・オフする旨を明記し、保険契約者の署名、住所および電話番号を記入してください。

クーリング・オフされた場合で、既に払い込まれた保険料がある場合、当社は全額をすみやかに返還します。

※ 申込日から8日以内の入力完了（保険契約者マイページ等）または消印有効（郵便の場合）をいいます。

13. 解約時の保険料の返還について 【契約概要】

この保険の保険料は月払ですので、解約時の未経過期間に対応する保険料の返還はありません。

14. 満期返戻金・契約者配当金 【契約概要】

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

15. セーフティネットについて 【注意喚起情報】

当会社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

16. 保険金の請求手続きについて 【注意喚起情報】

- (1) 保険金の支払事由が発生した場合は、当会社まで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 保険金の請求手続きは、マイページより行っていただくことができます。ご不明な点は当会社までご連絡ください。
- (3) 保険金の請求に際しては、診療明細書、医師による診断書等、当会社の指定する書類を提出いただくことが必要となります。診断書等の書類取得にかかる費用はお客様にてご負担いただきます。
- (4) 保険金を請求する権利は、保険金の支払事由が生じたときから3年間ご請求がなかった場合、時効により消滅いたしますのでご注意ください。

17. 補償重複について 【注意喚起情報】

保険契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等（共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。）に、すでにこの保険と同様の補償がある場合、補償が重複することがあります。この場合、損害保険分野商品においては、補償が重複していても保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認のうえでご契約ください。

この保険と補償が重複する主な例は、次表のとおりです。

〈補償が重複する可能性のある主な例〉

今回ご契約いただく補償	補償重複が生じる他の保険契約等の例
個人賠償責任補償（個人賠償責任補償特約）	火災保険、自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約

※ それぞれの保険契約等により、補償内容や被保険者の範囲が異なることがありますので、ご契約を解約される場合や家族状況の変更（同居から別居への変更等）があった場合には、ご注意ください。

18. 保険証券発行の省略 【契約概要】

当会社は、この保険において書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者に専用のIDとパスワードを交付して、保険契約者がこれを入力することにより、インターネット上のマイページにログインして保険契約の詳細内容をご確認いただく方法を実施しておりますので、予めご了承ください。

19. 保険料控除について 【注意喚起情報】

所得税法上の「保険料控除」の対象となる保険商品は、生命保険および所得税法第77条に規定する「地震保険」に限られており、この保険は、これに該当いたしません。

20. 少額短期保険業者の引受制限について 【注意喚起情報】

少額短期保険業者には、保険業法上、引き受けられる保険に以下の制限があります。

- (1) 保険期間は1年以内（損害保険商品は2年以内）であり、1被保険者あたりの保険種類ごとの保険金額が法令で定める金額以下（医療保険：80万円、損害保険：1,000万円など）。
- (2) 1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下（個人賠償責任保険については、別枠で1,000万円以下）。
- (3) 1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下（医療保険の場合は8,000万円以下）。

21. 指定紛争解決機関について 【注意喚起情報】

当社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。
なお、お客様の必要に応じ、当社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 SF ビル 2 階

Tel 0120-821-144 Fax 03-3297-0755

受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00 受付日:月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

22. 支払時情報交換制度 【注意喚起情報】

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。

<http://www.shougakutanki.jp/>

本書面に関するお問い合わせやご相談・苦情等は

スマートプラス少額短期保険株式会社 関東財務局長(少額短期保険)第93号

〒102-0073

東京都千代田区九段北1丁目8番10号住友不動産九段ビル9階

メールアドレス:support@smartplus-insurance.com

はぐ_重説_0010_01